



図1 機内検疫のフローチャート

検疫の課題

諸施設・諸職種の混成チームによる試行錯誤的な機内検疫ではあったが、徐々にその実施要領が確立した。医師と看護師などが2週間にわたり派遣された防衛省チームの役割は、大きかったものと思われる。

万が一、この秋冬以降に新型インフルエンザの病原性が変化し、再び検疫強化による水際対策が行われるのであれば、機内でのさまざまなトラブ

表1 検疫強化策における教訓事項

管理・運営上の問題点	機内検疫業務の問題点
<ul style="list-style-type: none"> 統一性のある活動 柔軟な対応 継続性を考慮した運用 役割分担の明確化 通常の検疫業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 他の検疫感染症 輸入食品監視業務 	<ul style="list-style-type: none"> 機内検疫対象便の選定 航空会社の協力体制 トランジット客への適応 <p>検査技術上の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> PPEの使用要領 簡易検査の感度 濃厚接触者範囲の選定 サーモグラフィーの限界

しておく必要がある。

また、PPE（个人防护具）は、病原性や感染経路などの病原体の特性、業務の特殊性を考慮して選定する必要がある。簡易検査は、検査手技による感度の差を考慮して、事前の訓練が必要である。今回、有症者の2m四方に座っていた者を濃厚接触者として選定したが、韓国での事例を踏まえ、長時間の搭乗時間、座席の移動、トイレなどの共用などを考慮する必要がある。

なお、検疫強化策における教訓となった事項を表1にまとめた。

文 献

- 1) 検疫所ホームページ。成田空港検疫所における新型インフルエンザ対応報告書。2009年7月22日。成田空港検疫所検疫課。厚生労働省。http://www.forth.go.jp/keneki/narita/pdf/20090805_NQ_H1N1%20flu_Report.pdf

